

監監第 413 号
令和7年7月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月24日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「市民情報課の行為には財産の管理を怠る事実があります。」と述べていますが、その具体的な内容は、「会議室に設置されていたテーブルタップを床下に収納し使用不能にしました。」と述べ、また、「3月27日に提出したものと同じですが、」「監査事務局は」「財産会計上の行為を示していない」という理由で請求を門前払いしました。つまり「財産の管理を怠る事実は財産会計上の行為に限定される」と言ったのです。しかし、このようなことは地方自治法のどこにも書かれていませんので、監査事務局は間違った認識をしている」と述べています。

大阪地方裁判所平成18年9月14日判決は、「住民訴訟は、地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、地方公共団体の財務会計の適正な運営を確保することを目的として特に法律によって創設された制度」であり、「住民訴訟の対象となる事項は、」住民監査請求の対象として定める「違法な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されて」おり、また、「財務会計上の行為のうち「財産の管理」とは、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行

（裏面あり）

行為がこれに該当すると解される」と判示しています。

のことから、住民監査請求が対象とする財産の管理を怠る事実とは、財務的処理を直接の目的とする財産管理行為を怠っていることであると解されます。

会議室の設備を床下に収納するかどうかは、庁舎の管理一般に関する事実であり、会議室及びその設備の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為に関する事実であるということはできません。

したがって、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。